

公立大学法人新潟県立大学の各事業年度の業務実績評価（年度評価）実施要領

平成 22 年 3 月
新潟県公立大学法人評価委員会

第 1 趣旨

この要領は、地方独立行政法人法第 28 条の規定に基づき、新潟県公立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）が行う公立大学法人新潟県立大学（以下「法人」という。）の各事業年度の業務実績に関する評価（以下「年度評価」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

第 2 評価の目的

評価委員会が行う評価は、法人の業務運営の自主的かつ継続的な見直し・改善を促し、もって、法人の業務の質的向上、業務運営の効率化、透明性の確保に資することを目的として行う。

第 3 評価の基本方針

年度評価は、次の基本方針により行うものとする。

1 評価の観点

年度評価は、中期目標の達成に向けた中期計画の進捗状況を確認する観点から行う。

2 評価に際しての配慮

評価に当たっては、大学の教育研究の特性や大学運営の自主性・自律性に配慮する。

3 県民への説明責任

評価を通じて、法人の中期目標の達成に向けた取組状況を県民に分かりやすく示すよう努めるものとする。

第 4 年度評価の実施時期

年度評価は、当該事業年度終了後 5 月以内に実施するものとする。

第 5 年度評価の実施方法

1 評価手法

年度評価は、その目的を効率的かつ効果的に達成するため、法人が行う自己評価を活用する間接評価の手法により行う。

2 評価項目

別表第 1 のとおりとする。

3 評価基準

別表第 2 のとおりとする。

ただし、評価指標の性質から別表第 2 によりがたい場合にあっては、評価委員会が別途定めることができるものとする。

4 評価の手順

(1) 項目別評価

ア 法人による自己評価

法人は、3 に定める評価基準に沿い、年度計画記載事項ごと（事業単位）及び評価指標ごと（指標単位）の業務進捗状況を自己評価し、その結果を業務実績報告書としてとりまとめ、評価の実施時期の属する年度の 6 月末日までに評価委員会に提出する。

イ 評価委員会による検証・評価

(ア) 法人の自己評価結果の検証・評価

評価委員会は、法人から提出された業務実績報告書等の審査、法人関係者からのヒアリング等により、法人の自己評価結果を検証し、事業単位及び指標単位で評価する。

なお、評価委員会は、検証、評価を行う上で必要がある場合、法人に対して資料の追加提出を求めることができるものとする。

(イ) 大項目別評価

評価委員会は、事業単位評価及び指標単位評価の結果を踏まえ、別表第 1 に定める大項目ごとに中期計画の進捗状況を総合的に勘案して評価する。

(2) 全体評価

評価委員会は、項目別評価の結果を踏まえ、中期目標の達成に向けた中期計画の全体的な進捗状況を総合的に勘案して評価する。

5 評価書の作成

(1) 評価書原案の作成及び法人意見の聴取

評価委員会は、4に定める手順によって評価した結果をとりまとめ、評価書原案を作成し、法人に提示する。

法人は、評価書原案に対する意見を書面により評価委員会に申し出るものとする。

(2) 評価書の確定

評価委員会は、評価書原案に対する法人意見を踏まえ、必要に応じて法人関係者の説明を受けて当該意見の適否を審議し、評価書原案に修正を加える等により評価書を確定する。

第6 評価結果の取扱い等

1 評価結果の通知及び公表等

評価委員会は、評価書を作成したときは、遅滞なく当該評価書を法人及び知事に送付するとともに新潟県ホームページ等で公表する。

2 評価結果の活用

法人は、評価結果を自らの業務運営等の見直し又は改善に活用・反映させていくものとする。

評価委員会は、評価に際し従前の評価結果等に対する法人の業務運営への活用・反映状況等を確認するものとする。

第7 評価方法の継続的な見直し

この要領については、年度評価の実施状況等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第8 その他

この要領に定めるもののほか、評価の実施に際して必要な事項は、評価委員会が別に定める。

附 則

この要領は、平成22年3月23日から施行する。

別表第 1 年度評価項目

評価区分		評価の対象、内容等															
項目別評価	事業単位評価	<p>年度計画の第 1 から第 5 の最小項目として記載されている各事項の達成状況</p> <p>第 6 から第 10 に係る実績については、全体評価の際に参考情報として用いる。</p>															
	指標単位評価	年度計画の各数値目標の達成状況															
	大項目別評価	<p>事業単位評価及び指標単位評価結果を踏まえた、中期計画における次の 5 つの大項目（7 区分）ごとの進捗状況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">第 1 教育研究上の質の向上に関する目標を達成するための措置</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; width: 5%;">1</td> <td>教育に関する目標を達成するための措置【教育に関する事項】</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>研究に関する目標を達成するための措置【研究に関する事項】</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td>地域貢献に関する目標を達成するための措置【地域貢献に関する事項】</td> </tr> <tr> <td colspan="2">第 2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置【業務運営に関する事項】</td> </tr> <tr> <td colspan="2">第 3 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置【財務内容の改善に関する事項】</td> </tr> <tr> <td colspan="2">第 4 自己点検・評価、外部評価の実施及び評価結果の活用に関する目標を達成するための措置【自己点検・評価等に関する事項】</td> </tr> <tr> <td colspan="2">第 5 その他業務運営に関する重要事項を達成するための措置【その他業務運営に関する事項】</td> </tr> </table>	第 1 教育研究上の質の向上に関する目標を達成するための措置		1	教育に関する目標を達成するための措置【教育に関する事項】	2	研究に関する目標を達成するための措置【研究に関する事項】	3	地域貢献に関する目標を達成するための措置【地域貢献に関する事項】	第 2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置【業務運営に関する事項】		第 3 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置【財務内容の改善に関する事項】		第 4 自己点検・評価、外部評価の実施及び評価結果の活用に関する目標を達成するための措置【自己点検・評価等に関する事項】		第 5 その他業務運営に関する重要事項を達成するための措置【その他業務運営に関する事項】
第 1 教育研究上の質の向上に関する目標を達成するための措置																	
1	教育に関する目標を達成するための措置【教育に関する事項】																
2	研究に関する目標を達成するための措置【研究に関する事項】																
3	地域貢献に関する目標を達成するための措置【地域貢献に関する事項】																
第 2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置【業務運営に関する事項】																	
第 3 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置【財務内容の改善に関する事項】																	
第 4 自己点検・評価、外部評価の実施及び評価結果の活用に関する目標を達成するための措置【自己点検・評価等に関する事項】																	
第 5 その他業務運営に関する重要事項を達成するための措置【その他業務運営に関する事項】																	
全体評価	中期計画全体の進捗状況																

別表第 2 年度評価における評価基準

評価区分		評価基準		
		評定	評語	判断の目安
項目別評価	事業単位評価	S	年度計画を大幅に上回る	特に優れる若しくは顕著な成果
		a	年度計画を上回る	上回る若しくは十分な実施
		b	年度計画を概ね実施	実施
		c	年度計画を十分に実施せず	下回る若しくは実施が不十分
		d	年度計画を大幅に下回る	特に劣る若しくは実施せず
	指標単位評価	S	年度計画を大幅に上回る	達成度 100 %以上かつ顕著な成果
		a	年度計画を上回る	達成度 100 %以上
		b	年度計画を概ね実施	達成度 80 %以上 100 %未満
		c	年度計画を十分に実施せず	達成度 60 %以上 80 %未満
		d	年度計画を大幅に下回る	達成度 60 %未満
	大項目別評価	S	中期計画の進捗は優れて順調	大項目別（7区分）に中期計画の進捗状況について、事業単位評価及び指標単位評価結果から総合的に勘案し、評価
		A	中期計画の進捗は順調	
		B	中期計画の進捗は概ね順調	
		C	中期計画の進捗はやや遅れている	
	全体評価		D	中期計画の進捗は遅れている
中期計画の進捗は優れて順調				
中期計画の進捗は順調				
中期計画の進捗は概ね順調				
中期計画の進捗はやや遅れている				
中期計画の進捗は遅れている				

評価基準非適用指標の評価基準

平成 22 年 3 月
新潟県公立大学法人評価委員会

実施要領第 5 3 ただし書きの規定に基づき、実施要領別表第 2 「年度評価における評価基準」を適用しない指標については、次に掲げる取扱いを基本に、それぞれの状況等を総合的に勘案し評価するものとする。

評価指標名	評価基準	
	判断の目安	
卒業時の英語能力	評定	評語
国家資格の取得率	s	年度計画を大幅に上回る
	a	年度計画を上回る
	b	年度計画を概ね実施
	c	年度計画を十分に実施せず
就職希望者の就職率	d	年度計画を大幅に下回る
教員 1 人あたり学生数		
事務職員 1 人あたり学生数		
学生 1 人あたり事務経費		
外部研究資金比率		
自己収入比率		
教育研究費比率		
教育 GP 等採択数		
新卒者の県内就職率		
留学生の受入・派遣数		

入学時からの平均点の伸び率を基本に、目標到達者の割合や習熟度別の状況を併せて勘案し評価する。

直近の全国合格率平均を標準値 (=b) とし、目標を達成するか若しくは標準値の 120% 程度の場合、最上位のランク (=s) とすることができる。

ただし、前年実績を下回った場合、1 ランク下位とすることができる。

直近の全国就職率平均を標準値 (=b) とし、標準値又は過去 3 カ年平均を上回った場合は、上位ランク (=s) とすることができる。

ただし、前年実績を下回った場合、1 ランク下位とすることができる。

前年の類似大学群 (国公立) の平均を標準値 (=b) とする。

採択実績に加え、準備・申請状況を勘案し評価する。

直近の県内国公立大学の県内就職率を標準値 (=b)、目標値を最適値 (=s) とし、乖離状況や要因を分析し評価する。

目標値を標準値 (=b) とし、目標値との乖離状況や取組状況を勘案し評価する。